

大切なお知らせです。必ずお読みください。



# 介護保険料 催告書 について

STOP！滞納！

同封されている納付書の介護保険料について、既に督促状を送付していますが、納付がされておりません。指定納期限までに納付書裏面に記載の納付場所で納めてください。

失業などにより、指定納期限までに完納が困難な場合は、滞納が解消にいたる計画を立てた上でご連絡ください。

65歳以上になると**医療保険とは別で納付義務**が発生します。会社で働いていても、医療保険に上乗せされることはありません。

保険料を納付している人との公平を図るため、特別な理由もなく介護保険料を滞納していると、**延滞金が発生し、差押などの滞納処分を行う**こととなります。

また、督促状を送付してから2年以上経過すると、時効により納めることができなくなり、介護サービス利用時に自己負担割合の引き上げなどの**給付制限**がかかる場合があります。

※金融機関等で納付された場合は、納付確認に2週間程度要します。

本通知到着前に納付済の場合は、行き違いですのでご了承ください。

“うっかり”の納め忘れがないように、介護保険料の納付には便利な口座振替をご利用ください。  
(振替開始前に納期限を迎える保険料は納付書で納めてください)



介護保険料課のウェブサイト

## 【問合先】

東大阪市福祉部介護保険料課(9階)

〒577-8521

東大阪市荒本北1丁目1番1号

電話:06-4309-3188